

2026 年 10 月 1 日

お客さま各位

株式会社 長崎銀行

各種預金規定の一部改定について

長崎銀行（頭取 開地 龍太郎）では、「手形・小切手最終振出期限の設定」、「手形・小切手の入金終了」および「手形・小切手用紙の使用終了」の実施に伴い、下記のとおり各種規定の一部改定を行いますので、お知らせします。

記

1. 概要

改定する規定	(1) 当座勘定規定 (2) 普通預金・貯蓄預金 共通規定 (3) 納税準備預金規定 (4) 定期預金・通知預金・定期積金 共通規定 (5) 積立定期預金規定（エンドレス型） (6) 積立定期預金規定（積立型） (7) 代金取立規定 (8) 貸金庫規定 (9) 保護預り規定
改定日	2026 年 10 月 1 日

2. 改定内容

- (1) 最終振出期限の明記（2026 年 9 月 30 日）
- (2) 振出日の記入を明記（振出日が白地の場合は支払を拒絶する事があります）
- (3) 手形・小切手の受け入れの終了（2026 年 9 月 30 日）
- (4) 振出期限を超えた当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手の受け入れ終了

改定内容の詳細については、次頁の「新旧対照表」をご確認ください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》
事務部：久・千住
TEL:095-816-2211

「新旧対照表」

対象となる規定	変更前	変更後
当座勘定規定	第 1 条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。	第 1 条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。
	第 7 条（手形、小切手等の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （３）当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または（削除）</u> 当行所定の払戻請求書を使用してください。	第 7 条（手形、小切手等の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （３）当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の払戻請求書を使用してください。
	第 8 条（手形、小切手用紙） （１）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。	第 8 条（手形、小切手用紙） （１）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出して

対象となる規定	変更前	変更後
当座勘定規定	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	ください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
	第12条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または（削除）</u>払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第12条（手数料等の引落し） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。（削除）</u>	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。
	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり（削除）</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ただし、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、

対象となる規定	変更前	変更後
当座勘定規定		または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。
	第 1 8 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第 1 8 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。
当座勘定規定 （約束手形用法）	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ（削除）</u>記入してください。 8. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 8. （削除）
当座勘定規定 （為替手形用法）	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ（削除）</u>記入してください。 1 0. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 1 0. （削除）
当座勘定規定 （小切手用法）	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

対象となる規定	変更前	変更後
当座勘定規定 (小切手用法)	8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 8. (削除)
普通預金・貯蓄預金 共通規定	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。
納税準備預金規定	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。

対象となる規定	変更前	変更後
納税準備預金規定	5. (預金の払戻し) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当行で取扱うことのできない租税については<u>納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。(削除)</u>	5. (預金の払戻し) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当行で取扱うことのできない租税については文書振込で納付します。
定期預金・通知預金・定期積金 共通規定	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。
積立定期預金規定 (エンドレス型)	1. (預入の方法) (2) この預金は、口座振替によるほか現金により、当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。ただし、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。	1. (預入の方法) (2) この預金は、口座振替によるほか現金により、当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受

対象となる規定	変更前	変更後
積立定期預金規定 (エンドレス型)		入れません。なお、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
積立定期預金規定 (積立型)	1. (預入の期限等) (2) この預金の預け入れは1回1円以上とします。預入のときは必ずこの通帳を持参してください。ただし、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。	1. (預入の期限等) (2) この預金の預け入れは1回1円以上とします。預入のときは必ずこの通帳を持参してください。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。なお、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
代金取立規定	2. (対象となる手形、小切手) 対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの小切手とします。<u>2027年4月以降が期日の約束手形・為替手形と2027年4月以降が振出日の小切手は取立受付の対象外となります。(削除)</u>	2. (対象となる手形、小切手) 対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの小切手とします。ただし、当行を支払場所とする手形、小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限ります。また、他行の最終振出期限を超過して振り出された約束手形・為替手形および小切手は支払不能となる場合があります。

対象となる規定	変更前	変更後
貸金庫規定	4. (使用料) (1) 貸金庫の使用料は当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手(削除)によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。	4. (使用料) (1) 貸金庫の使用料は当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、当座預金、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。
保護預り規定	1. (保護預り品の範囲) (1) 封緘預り品の内容物の範囲 この封緘預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書類 ③ 契約証書、権利証その他の重要書類 ④ 貴金属、宝石その他の貴重品 ⑤ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。	1. (保護預り品の範囲) (1) 封緘預り品の内容物の範囲 この封緘預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 (手形・小切手を除く) ② 預金通帳・証書類 ③ 契約証書、権利証その他の重要書類 ④ 貴金属、宝石その他の貴重品 ⑤ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。

対象となる規定	変更前	変更後
保護預り規定	(2) 披封預り品の範囲 この披封預りでは、次に掲げるものをお預りします。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書類 ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。 3. (手数料) (1) この保護預りの手数料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月5日(休日の場合は翌営業日)に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手(削除)によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。	(2) 披封預り品の範囲 この披封預りでは、次に掲げるものをお預りします。 ① 公社債券、株券その他の有価証券(手形・小切手を除く) ② 預金通帳・証書類 ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。 3. (手数料) (1) この保護預りの手数料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月5日(休日の場合は翌営業日)に、預け主が指定した預金口座から、当座預金、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。